私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令について（概要）

文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室

１．改正の趣旨

（１）全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号。以下「全社法」という。）の一部施行に伴い、私立学校教職員共済法施行規則（昭和 28 年文部科学省令第 28 号。以下「私共済則」という。）の用語の整理を行うもの。

（２）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第 96 号）の一部施行に伴い、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が匿名予防接種等関連情報データベースを構築・運用することとなった。当該データベースに、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 12 条第１項に規定する副反応疑い報告に係る情報を格納する際に、加入者等記号・番号を用いる必要があることから、私共済則で定める加入者等記号・番号の利用が特に必要な場合を追加するもの。（健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）においても同様の追加を行っている。）

２．改正の概要

（１）全社法の一部施行に伴い、介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 201 条の２第１項において「保険者番号」と「被保険者番号」をあわせて「被保険者番号等」という定義が置かれたため、私共済則においても当該定義を引用する。

（２）私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 45 条において、限られた者が限られた場合に加入者等記号・番号を告知することを求めるものとされており、加入者等記号・番号の利用が制限されている。匿名予防接種等関連情報データベースの構築・運用に伴い、加入者等記号・番号の利用が特に必要な場合として文部科学省令で定める場合として、独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う予防接種に関する業務を追加する。

３．公布日等

公布日：令和８年３月３１日

施行日：（１）令和８年４月１日、（２）令和８年６月１日